

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間③の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間④の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 2 月 27 日から同年 3 月 21 日まで  
② 平成 18 年 12 月 30 日  
③ 平成 19 年 8 月 31 日  
④ 平成 22 年 12 月 29 日

A社（現在は、B社）からC社に継続して勤務していたにもかかわらず、国の記録では、厚生年金保険の空白期間がある。A社には、C社がD業を行っていたため、研修生として行っただけであり実際には空白無く勤務していた。申立期間については間違いなく厚生年金保険の被保険者であったので、記録の訂正をしてほしい。

また、E社に勤務していた申立期間においても、賞与が支払われていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が欠落しているため、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②から④までの標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間③については、申立人が提出したE社の給与明細書及び事業主が提出した源泉徴収簿から、申立人が平成19年8月31日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、給与明細書及び源泉徴収簿において確認できる賞与額から25万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間④については、申立人が提出したE社の給与明細書及び事業主が提出した源泉徴収簿から、申立人が平成22年12月29日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、給与明細書及び源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、申立期間④に係る保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、年金事務所は、申立人に係る申立期間④の標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②については、申立人が提出したE社の給与明細書及び事業主が提出した源泉徴収簿から、申立人に平成18年12月30日に賞与が

支給されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書では申立期間②の保険料控除については確認できない上、事業主は申立期間②について保険料を控除していないと供述しており、事業主が提出した源泉徴収簿においても保険料の控除が確認できず、申立期間②前後で保険料の調整を行った形跡も見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間①については、B社より提出されたA社の人事記録には申立人が昭和57年2月26日付けで退職していることが確認でき、申立人が同社に提出した退職願には「2月26日付をもって退職いたしたく、ここに退職届を提出します。」と記載されており、いずれも雇用保険の離職日と一致する上、同社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失日として同年2月27日と記載されており、オンライン記録と一致する。

また、C社における申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は昭和57年3月21日であり、これは同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致する。

さらに、C社の元事業主は既に会社を清算しており当時の資料等はないとしている上、当時の同僚からも保険料の控除等についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7802

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、B共済組合の組合員であったと認められることから、申立人の同共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和41年10月1日、資格喪失日に係る記録を44年3月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万5,711円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年3月1日まで

私は、昭和41年10月1日にA社C工事事務所（現在は、D社）に入社し、E県、F県、G県などの工事事務所でH工事をしていたが、申立期間に係る被保険者記録が無い。当該期間はB共済組合の組合員であった期間であるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の後期訓練研修に参加した際の卒業写真及び同社の社内旅行の写真並びに複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に正職員として継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の人事記録を承継しているI基金は、上記同僚一人について「申立人が入社したとする日（昭和41年10月1日）にA社C工事事務所に入社したことが確認できる。」と回答している上、当該同僚は、「申立人とは同期入社であり、申立人と同日に入社し、入社と同時に共済組合に加入した。」と証言している。

さらに、I基金は、「当時、正職員は全て共済組合に加入させていた。」と回答しており、当該同僚のオンライン記録（被保険者記録照会回

答票（共済記録）によると、申立人が勤務したとする昭和 41 年 10 月 1 日から、B 共済組合員の加入記録が確認できる。

加えて、I 基金の担当者は、「申立期間は、退職一時金として全額又は一部を選択して受給できる制度があったが、申立人について、退職一時金を受給した記録は見当たらない。」と回答していることから、申立人が退職一時金を受給していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に B 共済組合の組合員であったことが認められ、同共済組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人の B 共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 41 年 10 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 44 年 3 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同期入社した同僚の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から判断すると、11 万 5,711 円とすることが妥当である。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7805

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年10月9日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②のうち、平成10年6月に係る標準報酬月額の記録については、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月30日から同年10月9日まで  
② 平成9年10月1日から10年7月1日まで

昭和55年11月1日にA社で厚生年金に加入し、平成10年6月30日の退職まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の記録が抜けている。また、申立期間②については、控除されていた厚生年金保険料額と年金記録が相違している。調査をして申立期間の記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給与所得の源泉徴収票、給与明細書、事業主から提出された給与台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失に係る届出を誤って提出し、申立期間①に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②のうち、平成10年6月1日から同年7月1日までの期間については、申立人が保管する給与明細書により、当該期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額（50万円）を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（53万円）より高い標準報酬月額（56万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、特例法に基づき、同年6月の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額から、53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成9年10月1日から10年6月1日までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（56万円）はオンライン記録で確認できる標準報酬月額（50万円）よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（38万円から50万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（50万円）と同額若しくは低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないのであつせんは行わない。

なお、申立人の平成10年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主



は「覚えていない。」と供述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 7806

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで  
A社に継続して勤務したが、昭和43年9月30日から同年10月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚が、「A社の人事異動は常に月初めであった。」と証言している上、同社C支店において申立人と同じ昭和43年10月1日に被保険者資格を取得した同僚の一人が、本社において同日に資格喪失していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録す

ることは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 7807

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで  
A社に継続して勤務したが、昭和43年9月30日から同年10月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚が、「A社の人事異動は常に月初めであった。」と証言している上、同社C支店において申立人と同じ昭和43年10月1日に被保険者資格を取得した同僚の一人が、本社において同日に資格喪失していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録す

ることは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 7808

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで  
亡くなった夫は、A社に継続して勤務したが、昭和43年9月30日から同年10月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚が、「A社の人事異動は常に月初めであった。」と証言している上、同社C支店において申立人と同じ昭和43年10月1日に被保険者資格を取得した同僚の一人が、本社において同日に資格喪失していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）厚生年金 事案7809

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、平成16年12月に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されていないので、調査確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された申立人に係る預金取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表において、申立人に係る部分は一覧表の保管は無いものの、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記預金取引明細表に記載された振込額から推認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払



に係る届出の記録が無いことから、事業主は社会保険事務所（当時）に対し、当該期間の賞与の支払に係る届出を行っていないものと推認ができ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）厚生年金 事案7810

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、平成16年12月に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されていないので、調査確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された申立人に係る預金取引明細表により、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表において、申立人に係る部分は一覧表の保管は無いものの、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記預金取引明細表に記載された振込額から推認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、8万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払

に係る届出の記録が無いことから、事業主は社会保険事務所（当時）に対し、当該期間の賞与の支払に係る届出を行っていないものと推認ができ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）厚生年金 事案7811

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、平成16年12月に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されていないので、調査確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳により、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表において、申立人に係る部分は一覧表の保管は無いものの、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記普通預金通帳に記載された振込額から推認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、8万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払

に係る届出の記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対し当該期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案7812

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、平成16年12月に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されていないので、調査確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金明細書により、申立人は申立期間にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、B県C市から提供された申立人の平成17年度（16年分）課税証明書の社会保険料控除額は、オンライン記録の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、A社から提出された申立期間の支給控除項目一覧表において、申立人に係る部分は一覧表の保管は無いものの、当該一覧表において賞与の支給が確認できる多数の同僚について、いずれも賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記課税証明書により推認できる厚生年金保険料控除額から、9万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記支給控除項目一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録において当該賞与の支払に係る届出の記録が無いことから、事業主は社会保険事務所（当時）に対し、当該期間の賞与の支払に係る届出を行っていないものと推認ができ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成14年5月から同年9月までは28万円、同年10月から15年2月までは22万円、同年3月は17万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月から16年10月までは24万円、19年8月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②から⑧までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月19日は56万4,000円、16年7月20日は51万8,000円、同年12月20日は55万4,000円、17年7月20日は55万8,000円、同年12月20日は58万8,000円、18年7月20日は64万3,000円、同年12月20日は71万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②から⑧までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年5月1日から20年1月1日まで  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年12月20日  
⑤ 平成17年7月20日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年7月20日  
⑧ 平成18年12月20日



A社に勤務した期間のうち申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額と、同社から実際に支給された給与の金額が大幅に異なるので、標準報酬月額を訂正してほしい。また、申立期間②から⑧までについて同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額、申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①の申立人の標準報酬月額については、申立人提出のA社の給与明細票において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち平成14年5月から同年9月までは28万円、同年10月から15年2月までは22万円、同年3月は17万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月から16年10月までは24万円、19年8月は38万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、申立人提出の給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成16年11月1日から19年8月1日までの期間及び同年9月1日から20年1月1日までの期間については、上記給与明細票において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間②から⑧までについて、申立人提出のA社の賞与明細票により、申立人は当該期間において同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細票において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日は56万4,000円、16年7月20日は51万8,000円、同年12月20日は55万4,000円、17年7月20日は55万8,000円、同年12月20日は58万8,000円、18年7月20日は64万3,000円、同年12月20日は71万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、申立期間当時、A社で社会保険業務を担当していたとする元社員のうちの一人は、事業主の指示により賞与支払届を社会保険事務所に提出しなかったと思う旨の供述をしていることから、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7815

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

平成 13 年から 17 年までA社B店に勤務し、15 年 4 月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答文書、同社が加入するC健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳及び申立期間当時、申立人の住所があったD市から提出された平成 15 年の同社の給与支払報告書から判断すると、申立人は、申立期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記健康保険組合提出の申立人に係る適用台帳の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成14年8月から15年5月までの期間、17年3月から同年10月までの期間及び同年12月から18年11月までの期間は32万円、同年12月から19年11月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月21日から19年12月21日まで  
平成14年8月から19年12月までA社に勤務し、同社において厚生年金保険に加入したが、ねんきん特別便を見て、当該期間の標準報酬月額の記録がおかしいことに気が付いた。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成14年8月21日から15年6月1日までの期間については、申立人から提出された14年8月9日付け採用時の待遇通知及び預金通帳の写しにより、17年3月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から19年12月1日までの期間については、申

立人から提出された給料支払明細書及びB市から提出された市県民税課税照会回答書により、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額が支払われ、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の資料において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成14年8月から15年5月までの期間、17年3月から同年10月までの期間及び同年12月から18年11月までの期間は32万円、同年12月から19年11月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、日本年金機構C事務センターから提出された申立人に係る平成15年から19年までの健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届により、当該期間に係る標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できることから、事業主は、上記の資料で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該訂正に係る期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成15年6月1日から17年2月1日までの期間については、申立人から提出された労働者災害補償保険療養・休業補償給付等支給決定通知及び預金通帳の写しにより、当該期間に係る休業補償給付が申立人に支給されていたことが確認できることから、当該給付は報酬ではないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成17年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年11月1日から同年12月1日までの期間については、申立人から提出された17年3月22日付け雇用変更追加事項確約書及び給料支払明細書により、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたものの、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていたものと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7817

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から同年12月31日まで

A社に勤務した期間のうち、平成5年7月から同年11月までの標準報酬月額が引き下げられている。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年12月31日）より後の6年2月7日付けで、遡って22万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の取締役4人の標準報酬月額についても、申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿によれば、申立期間当時、申立人は同社の取締役であることが確認できるが、元事業主は、「申立人は、B製品の販売員として勤務しており、社会保険事務には関与していない。当該遡及訂正処理は、自分が行った。」と供述している上、当時の同僚も、「申立人は、B製品の販売業務に従事しており、社会保険事務は事業主が行った。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成6年2月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められ

ないことから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、44 万円に訂正することが必要であると認められる。

関東（茨城）国民年金 事案 5214（茨城国民年金事案 1149 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成 2 年 1 月までの期間及び同年 9 月から 4 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 11 月から平成 2 年 1 月まで  
② 平成 2 年 9 月から 4 年 2 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていた。

20 歳の誕生日前の昭和 62 年 11 月 10 日に、母が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同年 11 月及び同年 12 月の保険料を納付してくれた。

その後、両申立期間に係る保険料は未納なく納付しており、1 年以上まとめて納付したことも遡って納付したことも無い。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、オンライン記録により、平成 6 年 9 月 13 日に両申立期間の国民年金被保険者資格が遡って追加されていることが確認でき、この時点では、両申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないこと、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらないことなどの理由から、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）の決定に基づく 23 年 2 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料として、その父母に係る B 銀行 C 支店の取引経過一覧表が提出されているが、



同一覧表の記載内容からは両申立期間に係る保険料が納付されたことはいかがえない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したものの、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これまでに収集した資料等を含め再度検討したが、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5215（茨城国民年金事案 1061 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

私が20歳になる前の平成2年5月1日に、私の代わりに母が、A市役所に行き、国民年金の加入手続きを行ってくれた。その際、年金手帳と納付書を渡されたが、1万円しか持ち合わせていなかったため、同年5月の国民年金保険料のみを納付し、後日、兄の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付したと聞いている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、その母が平成2年5月頃、A市役所において国民年金の加入手続きを行い、同時に同年5月の国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録では、申立人の母が納付したとする同年5月の保険料は、申立人が4年2月17日に厚生年金保険へ加入したことにより重複納付となった同年2月の保険料が2年5月の保険料として充当（収納年月日：平成4年5月28日）されたものであることが確認でき、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、3年6月6日以降と考えられ、申立人の主張に不合理な点が認められること、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらないことなどの理由から、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）の決定に基づく22年9月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料として、その父に係るB銀行C支店の取引経過一覧表が提出されているが、同一覧表の記載内容からは申立期間に係る保険料が納付されたこととはうかがえない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したものの、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これまでに収集した資料等を含め再度検討したが、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7799（栃木厚生年金事案 127、373、1382、1843、1881 及び 1926 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月 25 日から 23 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 23 年 3 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、兵役による休職を経て、昭和 21 年 1 月から A 社に復職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は 23 年 3 月からとなっているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

申立期間②について、当時、子供がそれぞれ小学校、中学校、高校に入学し、給料が 5 万円になったことを記憶しているが、年金事務所の記録は実際の給料の額と大きく相違しているので記録を訂正してもらいたい。

以上のとおり、申立期間①及び②について、これまで何度か申立てを行ったが認められなかった。しかし、年金事務所の記録は明らかに間違っているので再度調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が退職時に A 社と交わした退職金及び功労金の支給に係る「覚書」によると、退職金及び功労金の支給対象となった期間について、「昭和 21 年～昭和 54 年勤続に対して」と記載されていることから、申立人が当該事業所において勤務していたことがうかがえるが、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、平成20年10月23日付け、21年8月27日付け、23年1月27日付け、24年4月20日付け及び25年1月18日付けで、既に年金記録確認栃木地方第三者委員会（当時）の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間②については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、平成24年9月14日付け及び25年1月18日付けで、既に年金記録確認栃木地方第三者委員会の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立期間①及び②の再申立てに当たり、申立人は、「新しい資料は無いが、第三者委員会の結論に納得できない、記録を訂正してほしい。」と主張している。

年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法や厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）等に基づき記録の訂正の要否を判断することとしているが、特例法に基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、社会保険庁（当時）に納付したことが明らかでない場合である。

しかしながら、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除及び申立期間②に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに年金記録確認栃木地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7801

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで  
私は、A社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社の回答及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 62 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、事業主は、「申立期間当時は、申立人を厚生年金保険に加入させていないので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚 6 人のうち 5 人については、A社における加入記録を確認することができず、ほかの一人は、昭和 52 年 7 月頃から 62 年 9 月頃まで勤務したとしているところ、同氏の被保険者資格は、同社が適用事業所となった 62 年 6 月 1 日に取得したことが確認できる上、同氏から提出された給与明細書（62 年 4 月分から同年 7 月分まで）によると、62 年 6 月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除され、当該月前の明細書からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、同氏は「A社が厚生年金保険に加入した年月日は覚えていないが、自分が 62 年 6 月 1 日から加入しているので、A社もその日から適用事業所になったと思う。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 7803

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 10 月 7 日から 61 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、A大学の関連病院であったB病院にC医師として半年間派遣されたが、年金の記録に反映されていない。自分としては正職員として勤務していたつもりだったが、半年の出張なので病院としては臨時職員扱いだった可能性がある。B病院はD連合会なので正職員ならE共済に加入していたと思うが、厚生年金保険に加入していた可能性もあるので調査してほしい。

申立期間②について、その後、昭和 60 年 4 月から半年間F病院に勤務したのち、同年 10 月から同年 12 月までの 3 か月間はG病院に勤務した。ところが、同病院での厚生年金保険の被保険者期間が記録されていない。同病院が発行した「就業証明書」を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。なお、同病院でも正職員ではなく、臨時職員だった可能性がある。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D連合会B病院（以下「B病院」という。）から提出された人事記録及び事業主の供述により、申立人が申立期間に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B病院が加入するE共済組合は、「申立人の当共済組合における加入記録は、保管する資格取得及び喪失届等により昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 1 日までの期間におけるH連合会の記録だけであり、B病院における申立人の申立期間に係る組合員記録は確認でき



ない。」と回答している。

また、事業主は、「申立人の共済組合の適用について、当時の資料が保管されていないため届出、納付及び保険料の控除については不明である。人事記録に臨時のC医師と記載されているが、当時のE共済への加入については資料が無いので断定はできないものの、臨時雇用のC医師については必ずしも強制加入の扱いではなかったと聞いている。」と回答している。

さらに、申立人が氏名を記憶している二人及びB病院が厚生年金保険の適用事業所となった時に被保険者であった同僚のうち 26 人に照会し、回答があった 8 人は申立人の共済組合又は厚生年金保険への加入及び社会保険の適用については不明と供述している。

加えて、申立人は正職員でなかった場合は、厚生年金保険に加入していた可能性があるとは主張しているところ、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 15 年 4 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

2 申立期間②について、I 会（以下「G病院」という。）が発行した就業証明書及び複数の同僚の供述により申立人が申立期間に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料は処分しており、保険料控除及び届出・納付等については不明である。また、大学から派遣されてくる医師の社会保険の適用については、当時の資料も無く、担当者も退職しており不明である。現在は派遣されている医師はいないものの、以前は大学に籍を置きその紹介により 6 か月ごと、1 年ごとに大学から医師が派遣されてくるという人事の仕組みが存在した。その社会保険の適用については、正職員と同じく、厚生年金保険が適用されていた。3 か月間の派遣については、あまり聞いたことがなく、正職員扱いなのか臨時職員扱いなのか、社会保険の加入についても不明である。」と回答している。

また、申立期間に被保険者記録が確認できる 19 人及び申立期間前後において、申立人と同じく短期間の被保険者記録が確認できる同職種と思われる 5 人の合計 24 人に照会したが、回答があった 8 人は申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及びG病院における社会保険の適用については不明であると供述している。

さらに、申立人はG病院において、申立期間とは別に平成 2 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの 6 か月間の被保険者記録が確認できるところ、上記回答があった同職種の同僚 3 人は、6 か月間勤務していたと供

述している期間については、全て被保険者記録が確認できるものの、そのうちの一人は申立人と同じく3か月間勤務していたと供述する期間については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、上記回答があった同職種の同僚の一人は、「大学から各病院に派遣される期間は、原則として6か月間だった。」と供述している。

また、オンライン記録において、昭和57年から平成6年までの13年間に同職種と思われる同僚22人の被保険者記録が確認できるところ、被保険者期間が6か月又は12か月である同僚はそのうちの11人、19か月以上の同僚も11人であり、6か月未満である同僚の記録は見当たらない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7804（新潟厚生年金事案 626 及び 1242 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月1日から同年9月1日まで  
② 昭和32年8月6日から35年1月31日まで  
③ 昭和36年1月1日から同年11月1日まで  
④ 昭和39年1月1日から40年9月1日まで  
⑤ 昭和42年8月10日から46年12月1日まで  
⑥ 昭和46年12月1日から48年2月15日まで  
⑦ 昭和53年3月1日から57年9月1日まで  
⑧ 昭和58年5月1日から平成6年4月1日まで  
⑨ 平成6年4月10日から9年4月1日まで

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを2回行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。自分の経歴は絶対間違いないので再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立期間① A事業所  
申立期間② B事業所  
申立期間③ C社  
申立期間④ D社  
申立期間⑤ E社  
申立期間⑥ F社  
申立期間⑦ G社  
申立期間⑧ H社  
申立期間⑨ I社

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、申立期間①については、複数の元従業員は申立人を記憶しておらず、事業主は、「臨時職員台帳に申立人の氏名を確認することができない。」と供述していること、申立期間②については、複数の元従業員は申立人を記憶しておらず、事業主は、「資料は無く、申立人の勤務事実及び厚生年金保険の適用について確認することができない。」と供述していること、申立期間③については、複数の元従業員は申立人を記憶しておらず、事業主は、「同社は既に廃業しており当時の事業主も亡くなっていることから、申立てに係る事実を確認できない。」と供述していること、申立期間④、⑤及び⑧については、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、申立期間⑥については、複数の元従業員は申立人を記憶しておらず、事業主は、「人事記録に申立人の氏名は無く、申立人は下請業者の従業員であったと思われる。」と供述していること、申立期間⑦については、複数の元従業員は申立人が勤務していたことは記憶しているが、具体的な勤務期間を記憶しておらず、事業主は、「人事記録に申立人の氏名は無く、申立人は下請業者の従業員であったと思われる。」と供述していること、申立期間⑨については、複数の元従業員は申立人を記憶しておらず、事業主は、事業所が保管する給与支給表により、一部の期間については勤務していたことが確認できるが、厚生年金保険料の控除は無く、「申立人は正社員ではなく、社会保険に加入していなかった。」と供述していること、このほか、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、平成21年10月28日付けで、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時）の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、年金記録確認新潟地方第三者委員会の決定に納得できないとして、申立期間①、⑥、⑦及び⑨は新たな資料は無いものの、申立期間②及び③は、元同僚を思い出し、申立期間④、⑤及び⑧は、申立事業所名を変更して再度の申立てを行っているが、申立期間②及び③については、当該同僚は既に亡くなっており証言を得ることができないこと、申立期間④については、複数の元従業員は申立人を記憶しておらず、事業主は、「資料を保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述していること、申立期間⑤については、複数の元従業員は申立人を記憶しておらず、事業主は、「資料を保管していないため、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と供述していること、申立期間⑧については、複数の元従業員は申立人を記憶しておらず、各事業主は、「資料が無い場合、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の

控除は不明である。」、「申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」とそれぞれ供述していること、このほか、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、平成23年1月12日付けで、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①、②、③、⑤、⑥、⑦及び⑨について新たな資料は無いものの、申立期間④はD社、申立期間⑧はH社に申立事業所名を変更して申立てを行っているが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法や厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）等に基づき記録の訂正の要否を判断することとしているが、特例法に基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者等から厚生年金保険料を源泉徴収しながら、社会保険庁（当時）に納付したことが明らかでない場合であり、既に申立期間④の事業主は、「資料を保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述しており、申立期間⑧の事業主は、「資料が無い場合、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述している。

また、申立期間①から⑨までに係る事業所の紙台帳及びオンライン記録を再度検証したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号の欠落も無い。

さらに、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほか、年金記録確認新潟地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①から⑨までについて申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 7813

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日まで  
平成 11 年 7 月 1 日より A 社に勤務し、15 年 9 月 30 日に退職したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが分かる給与明細書があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び A 社から提出された給与明細書により、申立人は、平成 15 年 9 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

ところで、厚生年金保険法第 19 条では、被保険者期間を計算する場合には月によるものとし、被保険者資格を喪失した月の前月までを算入すると規定され、同法第 14 条では、資格喪失の時期は事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されているため、申立てに係る平成 15 年 9 月を被保険者期間とするには、同年 9 月 30 日まで A 社に勤務していなければならない。

しかしながら、事業主から提出された労働者名簿及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）によると、申立人の離職年月日は平成 15 年 9 月 25 日とされ、雇用保険の記録及びオンライン記録とも一致していることが確認できる上、事業主は、誤って申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料を給与から控除してしまったと供述している。

また、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことを確認できる資料を持っていないとしており、申立人が平成 15 年 9 月 30 日まで同社に勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。